

総合戦略の概要

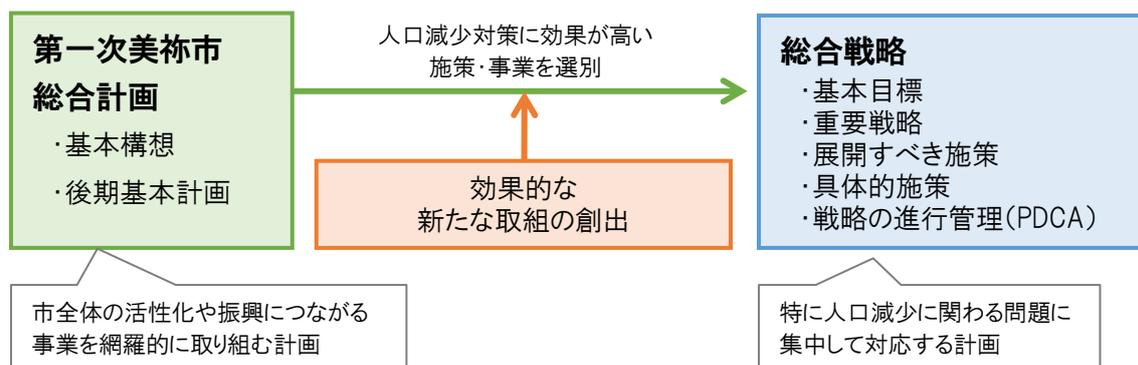
1-1. 総合戦略の策定趣旨

(1) 趣旨

美祢市人口ビジョン(以下「人口ビジョン」という。)に示すように、本市では、社会減、自然減が続き、人口減少が深刻化しています。こうした、本市が抱える人口減少問題に対応するため、「第一次美祢市総合計画後期基本計画(以下、「後期基本計画」という。)」に掲げる政策・施策を承継し、かつ、人口減少対策に効果・実行性のある取組を戦略的に進める計画として「美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)」を策定します。

(2) 総合戦略の位置づけ

人口ビジョンで明らかとなった人口減少の要因を踏まえ、総合戦略は、後期基本計画から人口減少対策に効果が高い施策・事業を選別するとともに、効果的な新たな取組を創出し、人口減少に関わる問題に集中して対応する計画です。



1-2. 総合戦略の対象期間

総合戦略は平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間とします。

1-3. 総合戦略の基本的考え方

人口ビジョンで設定する“人口減少対策の方向性”を踏まえて、合計特殊出生率の向上と、転出者を抑え、転入者を促し、人口ビジョンで示した「平成 72 年の目標人口を確保する」ために、実施すべき施策・取組を位置づけます。

- ✓ 人口ビジョンの将来展望を実現するために人口増が期待できる効果の高い施策・取組を選別し、重点的に実施する。
- ✓ 施策・取組の位置づけに際しては、施策対象(ターゲット)を絞込み、効果の見込みを明らかにするなど、戦略性をもった取組として実施する。
- ✓ 総合戦略に位置づける施策・取組は、計画的な実施と進行管理を行うことを基本として、市の財政等の見込みとも整合を取りながら、効果の高い現実的な取組として実施する。

総合計画の概要

1 計画の位置付け

本市の目指す方向とそれを実現するための施策を明らかにした「まちづくりの基本方針」であり、各種計画や施策の基本となる最上位の計画とします。

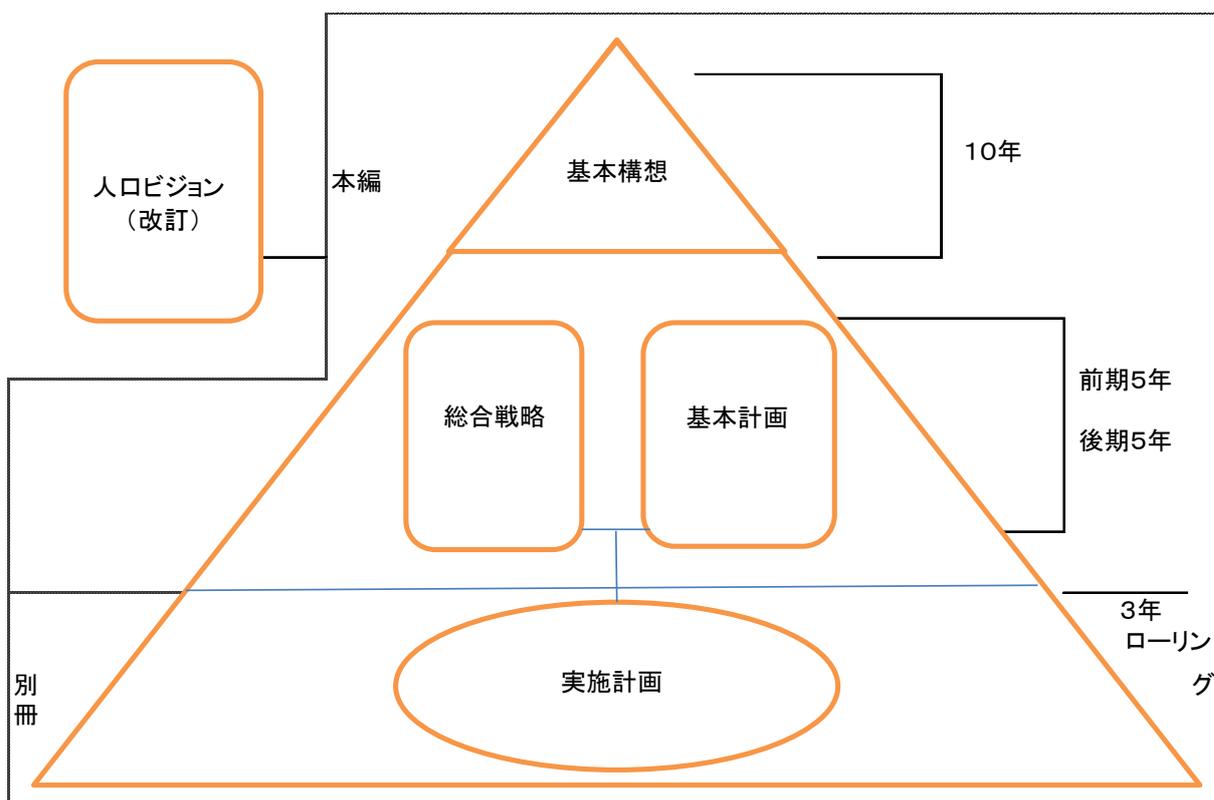
また、市民や民間事業者とも共有し、官民協働のまちづくりを進めるための考え方や方針を示す計画とします。

このほか、国や県などの関係機関に対して、本市のまちづくりの方針を示す計画とします。

2 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

(1) 計画の構成と期間



新総合計画の計画期間は平成32年度(2020年度)から平成41年度(2030年度)までの10年間とします。

よって、まちづくりの指針・根幹である基本構想を10年とし、経済情勢の変化等に対応するため、総合戦略及び基本計画を前期・後期に区分し、各5年間とします。

3 総合計画の構成

(1) 基本構想

まちづくりの基本理念や将来像を示し、その実現を図る基本目標と、目標を達成するために取り組むべき施策の大綱を示したもので、総合戦略及び基本計画の根幹となるものです。

よって、社会経済情勢や社会制度の変化など長期的展望が困難な状況はあっても、市の長期ビジョンを示すことの必要性を踏まえ計画期間は引き続き10年間とし、平成32年度から平成41年度までとします。

(2) 総合戦略

美祢市人口ビジョンが示すように、予測される人口減少問題に対応し、本市における、ひと・しごとの流れを生み出し、活力あるまちづくりを行うため、活力ある地域づくりに効果・実行性のある重点項目を掲げ、その戦略的な施策の実施を図り、緩やかな人口減少と持続可能なまちづくりを目指す指針と戦略とします。

次期総合戦略にあっては、新総合計画の基本構想の着実な達成を図るため、基本計画と共に推し進めるため、5年間毎に策定を行います。

なお、戦略の実効性と着実な進捗を図るため「重要業績評価指標（KPI）」（以下、「KPI」という。）を設定し、検証し評価と改善を行います。

(3) 基本計画

基本構想を受けて、まちづくりの基本方向に基づき、体系的に施策の分野における計画を示し、その実現に向けて必要となる個別施策を体系化したものです。よって、基本構想の10年間を前期・後期の各5年に分け策定します。

なお、計画にあっては、目標達成の実効性と目標数値の検証を着実に進めるようKPIを設定します

(4) 実施計画

総合戦略及び基本計画で体系化した具体的施策の計画的・効率的な推進のため、財政状況や事業の優先順位に基づいて、主要な事業の年次計画や事業内容などを明らかにするもので、毎年度の事業進捗を図ります。

この実施計画は、諸情勢の変化に対応するため、3年の計画とし、毎年度事業の評価・見直しなどを行います。

4 総合戦略の構成

基本構想で掲げる「基本理念」「将来像」を実現するため、基本目標を基本方針の下で進めるにあたり、その中核となる重点戦略プロジェクトを本編で構成します。本市が抱える人口減少問題の対策に効果・実行性のある取組を戦略的に進め、本市の活力あるまちづくりを推し進めるための計画とします。

(1) 基本目標

総合戦略の策定目的である人口減少対策及び地方創生を推進するため、示す「基本目標」を定めます。

(2) 重要戦略

総合戦略の計画期間は5年間毎であることから、この間に「基本目標」の達成に向け、特に重点的に事業を推し進めることで、政策力の重要度とその効果が高いと認められ、且つ、実行性が高いと評価できるものを「重要戦略」として位置付けます。

(3) 展開すべき施策

各「基本目標」毎に、その達成に向けて必要な「展開すべき施策」とその目的・意義及び施策の方向性を定めます。

(4) KPI

基本目標の達成に向けて具体的施策の展開に対して、客観的な指標を設定する必要があります。

このKPIは、具体的施策の主にアウトカム（発生する効果・成果）に関する指標を設定します。（場合によってはアウトプットも可。）

■具体的設定例

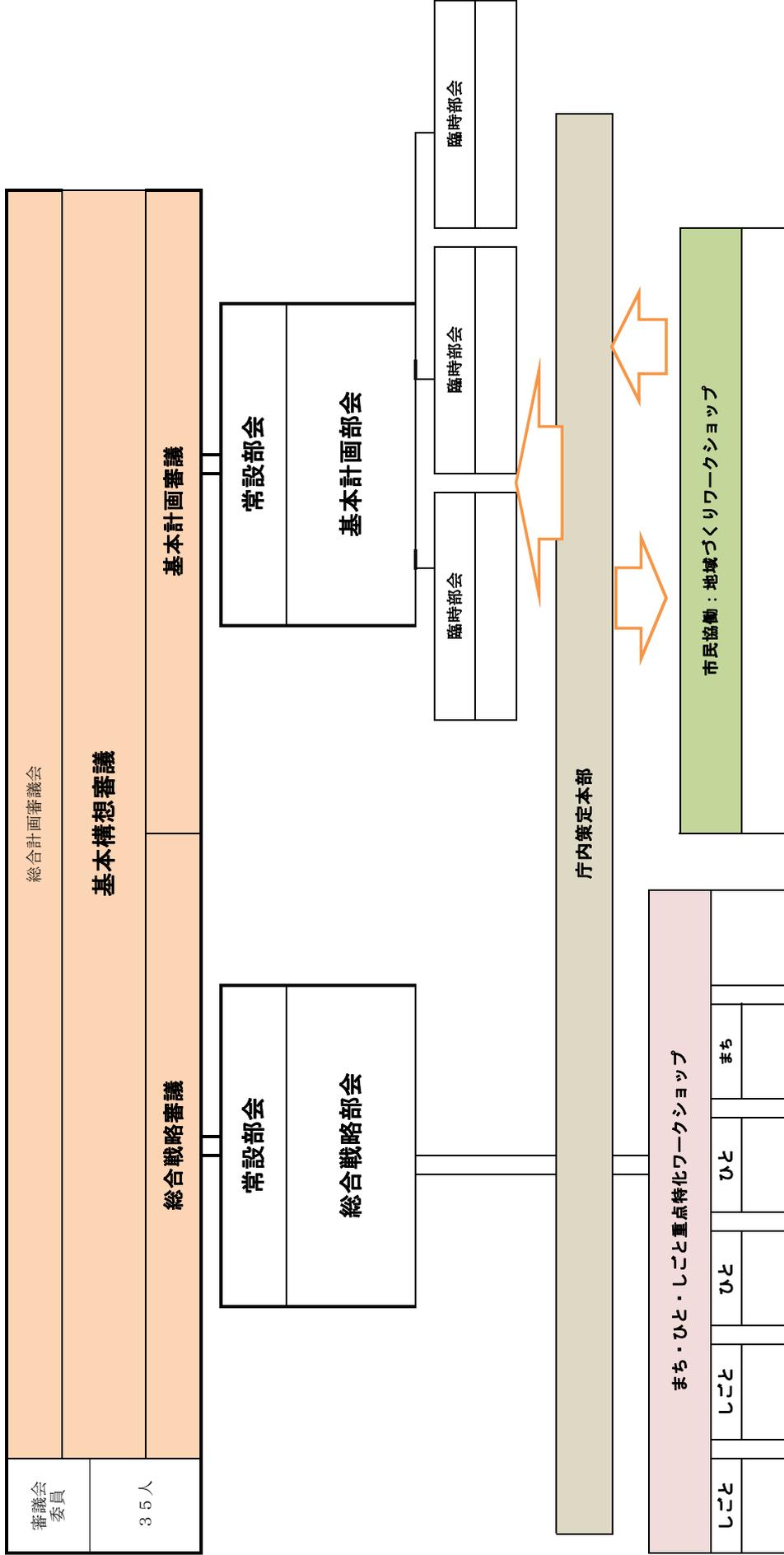
「交通安全の推進」という展開すべき施策に対し、「歩道の設置事業」がある場合、【交通事故件数の減少】がアウトカムの設定例となります。

■戦略体系

■戦略体系図

基本目標	重要戦略	展開すべき施策	KPI

構成 (案)



○美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例

平成27年3月26日

条例第3号

(設置)

第1条 市のまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定などについて、その基本的事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の審議を行い市長に答申するものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の変更に関する事項
- (3) 総合戦略に基づき実施した事業の効果の検証に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 公募による者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、委員は、任期中であってもその本来の職を離れるときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）

第7条 審議会は、特別に調査審議する必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、専門部会の事務を掌理する。

（意見の聴取等）

第8条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、総合政策部企画政策課において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。